

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時02分 開議

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

各質問者の発言時間は30分以内といたします。

なお、質問形式は一問一答方式となっておりますので、質疑応答は簡潔に行っていただきますようよろしくお願いを申し上げます。

質問者は、4番後藤田麻美子議員、6番松本英隆議員、12番下方繁孝議員、3番手嶋いずみ議員、9番吉原経夫議員、1番鈴木康友議員、5番若山照洋議員の順に行っていただきます。

4番後藤田麻美子議員の一般質問を許します。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

4番後藤田麻美子議員、どうぞ。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。議長のお許しをいただきましたので2問町長に質問させていただきます。質問に入る前に、新型コロナウイルスによる感染拡大が懸念されております。1日も早い終息を願っております。私は質問は簡潔に行ってまいります。

それでは初めに、多胎児家庭の支援について質問させていただきます。

育児は思うに任せないということが連続であります。双子や三つ子といった多胎児を育てるとなれば、保護者の負担はどれほど大きいのかと思うものです。1人の妊娠で1人の胎児を宿す場合と違い、多胎児の育児は主にゼロ歳から3歳の時期に大きな負担が母親にかかります。1人が泣きやんでももう1人が泣き出すといった双子なら1日16回、仮に三つ子なら24回前後の授乳やおむつ替えが必要になります。哺乳瓶等の洗い物も1人の赤ちゃんの2倍、3倍以上になり夜泣きも交互に続くため、いつも睡眠不足の状態になります。精神的に余裕がなく不安感が深まっていくと伺っております。新聞報道によりますと、2018年に愛知県豊田市で三つ子を育てていた母親が次男を床にたたきつけ死亡させる痛ましい事件が発生しました。命を殺めた行為は絶対に許されないことですが、人ごとではないと思った母親も一定数いたということで切実なSOSに応える支援

があれば救えた命だったかもしれません。母親の実家は認知症の親を抱え、育児の手助けはとても手伝えない状況でありました。また、外出が難しいために孤立しがちで産後ケア等の支援を受けたくても相談窓口に行く余裕がない状態であります。最近では核家族化が進み地域社会とのかかわりも希薄化する中で手助けを得にくいのが実態であります。多胎児家庭に特化した国の新事業があることを聞いておりますが、本町での支援のお考えをお伺いいたします。

2問目でございますが、インフルエンザ予防接種の助成の考えについてお伺いをいたします。毎年11月ごろから徐々にインフルエンザの患者数がふえ始めるインフルエンザ流行のピークが1月から3月ごろで4月過ぎたころには終息に向かうということになっております。ピーク時と同じ時期に受験シーズンが重なり、インフルエンザにかかってしまったその生徒の今後の人生が左右されることも考えられます。3人の子育てをしているお母さんから我が家は毎年2回ずつ予防接種を受けてきましたが、家族5人が受けると経済的負担が大きいのでせめて子供たちだけでも補助してほしいですねと尋ねられました。近隣の蟹江町ではゼロ歳から14歳まで1回のみ1,000円の補助金を交付されております。本町においても補助金交付の考えをお伺いいたします。以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

多胎児家庭への御支援ということで質問をいただきました。保健センターでは平成30年4月に設置をいたしました子育て世代包括支援センターにおいて、母子健康手帳交付の際に保健師が全ての妊婦と面談をし、各種保健サービスの紹介や細やかな相談に応じておりまして、多胎児の妊婦に対しましては多胎児特有の妊娠・出産のリスクや準備についても助言を今のところしております。双子を持つ親同士の交流や情報交換の場としては「ふたごの会」を実施しており、多胎児の方には妊娠中から参加を促しておりますのでこういったものもストレス解消に利用していただけるといいかなと思います。また、家事負担を軽減するために産後ホームヘルパー派遣事業及び母の育児疲労軽減や育児不安解消のための産後ケア事業について積極的な利用を促しております。これらのサービス申請が困難な家庭には病院訪問や家庭訪問などにより申請の手助けをしております。

また、来年度は助産師が家庭を訪問して家庭環境に沿った授乳や沐浴に関する育児指導、母親の健康管理等について支援する居宅訪問型の産後ケア事業、多胎児妊婦向けの小冊子を無料配布することも予定しております。各種サービス事業を既に確立しておりますものもありますので、こういったものも利用していただけるといいのかなと思います。

今後におきましても多胎児家庭のみならず全ての妊産婦が安心感を持って妊娠・出産期を過ごせるよう安心して子供を生み育てることができるように支援してまいりたいと考えております。

続きまして2問目の質問であります。現在季節性インフルエンザにつきましては高齢者の方に定期接種として補助をしております。以前は子供も対象としておりましたが、インフルエンザの発病を完全に防ぐことができず接種率が低迷し、任意接種になったという経緯もございまして現在は高齢者のみを対象にさせていただいております。感染症対策の観点から国は今後も新しい定期接種を計画されており、令和2年10月からはロタウイルスワクチンの定期接種が始まります。任意予防接種はほかにもたくさんありまして、子供への季節性インフルエンザの予防接種を優先して補助していくということは今のところ考えておりませんので御理解いただきますようお願いいたします。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

4番後藤田麻美子議員、どうぞ。

○4番（後藤田麻美子君）

ありがとうございます。1点目ですが、年間双子や三つ子の方は何組誕生していらっしゃるのかお伺いいたします。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（横井良隆君）

保健センター所長、どうぞ。

○保健センター所長（吉本清美君）

ゼロ歳児から4歳児の平均は約4組から5組程度、年間出産があります。以上です。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

4番後藤田麻美子議員。

○4番（後藤田麻美子君）

本町は先ほど町長から答弁いただきましたが、産後ホームヘルプサービス事業また産後ケア事業、これをやっているとということでございますが、素晴らしい取り組みだと私は認識しております。こういった事業を保護者から電話連絡をした場合、訪問をされるということですね。この事業を利用できるとしたら何日ぐらい利用できるのかお伺いいたします。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（横井良隆君）

保健センター所長。

○保健センター所長（吉本清美君）

今年度から始まりました産後ケア事業、施設型のものですが、7日程度となっております。以上です。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

4番後藤田麻美子議員、どうぞ。

○4番（後藤田麻美子君）

また町長からの答弁の中にもありましたが、小冊子等を配布していただけるというお話をお聞きしまして、特に初めて多胎児のお子さんを出産されたお母さんにとってはいろんな面で不安だと思うんですね。こういった小冊子があるということは喜んでいただけるのではないかと考えておりますのでどうかよろしく願いをいたします。

2点目でございますが、子供にはそういう考えはないということではありますが、私は今後中学3年生だけでも補助金制度を前向きに検討していただけると町民の皆様は喜ばれるのではないのでしょうかということで、私は要望事項として検討していただきたいということを切に願ひまして私の質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（横井良隆君）

最後は答弁よろしいですか。

○4番（後藤田麻美子君）

いいです。要りません。

○議長（横井良隆君）

これで4番後藤田麻美子議員の一般質問を終わります。

続きまして、6番松本英隆議員の一般質問を許します。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番松本英隆議員、どうぞ。

○6番（松本英隆君）

6番松本英隆です。議長のお許しをいただきましたので通告書に従い質問させていただきます。

まず1点目です。保護を要する身元不明者の対応についてお聞きいたします。

本年1月17日の深夜、町内において警察から一旦保護された高齢者を愛知県海部福祉相談センターの職員が名古屋市内に置き去りにした事案が県やマスコミから報道されました。報道では警察が町内で保護してから最初は町に保護依頼があり、また海部東部消防による救急搬送のあり方についてもいろいろ報道されております。この件に対して町としてどう対応したのかお聞きしたいと思います。

2点目、ごみ収集体制についてでございます。町では現在、可燃ごみの収集を地域を南北で2つに分けて毎週月曜日と金曜日の地区と火曜日と金曜日の地区、それぞれ週2回行っております。また、収集日の朝8時30分までにごみを出すという決まりになっています。ごみが出された後に順次業者に回収されているんですが、午後2時、14時を過ぎても回収されていない部分を見ることがあります。現在、町の人口も3万2000人を超えて15年前の平成17年の2万8000人と比較しますと単純で115%の増加となっております。その分ごみの量もふえていると思われれます。また、例えば14時まで放置されているのを見たこともあるんですが、長期間ごみを放置することによってにおい、夏場なんか特に。あとカラスの被害。また町の景観の問題。特に町以外の方が町内にみえたときに町の印象も決してよいとはいえないと思います。せめて収集日の午前中には回収されるよう収集日の変更、ふやすとかそこら辺の体制の見直しをしてはどうかと思います。町長の意見をお聞かせ願います。最初の質問を終わります。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

最初に、保護を要する身元不明者の対応について御質問いただきました。

町として今回この件についてどのように対応したかということでございますが、まず今回の経緯について少し御説明させていただきますと、ことし1月17日金曜日の勤務時間外に津島警察署から大治町内で身元不明の高齢者を保護したため、町で保護してほしいという連絡が入りました。検討した上で折り返し連絡するとお伝えしましたが、その後このケースの対応について確認していたわずかな時間の間に再度津島警察署より連絡が入りまして、生活保護法により市町村が保護する責務を負うとされているのですぐに引き継ぎたいと申し出があったため、生活保護の対応は愛知県が設置する福祉事務所である海部福祉相談センターと相談する必要があると伝えますと、警察署から直接連絡をするので連絡先を教えてくださいということでありましたので連絡先を伝え、津島警察署から海部福祉相談センターへ連絡するということになりました。その後は福祉センターの方で対応していただきましたので本町への連絡はございませんでした。

続きまして、ごみの問題であります。可燃ごみの収集体制を見直してはどうかとい

う御質問をいただいております。

年々人口が増加している中で本町としてもごみの分別や収集方法は大変重要な課題であると認識しております。今後におきましてはごみの減量化と再資源化を推進し、町民の皆様へごみ出しマナーについて継続的に発信をしながら、さらに少しでも早く収集が終わりますように収集日をふやす方法だけではなく業務に当たる収集車の台数をふやせないか、そんなことも考えながらコスト面も含めて最善の方法を検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番松本英隆議員。

○6番（松本英隆君）

1問目の方ですが、今回で警察、消防または県の職員、それぞれの対応について町としてはどのように考えておられますか。

○民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

民生課長、どうぞ。

○民生課長（加藤 謹君）

県職員の対応につきましては理解することはできませんが、消防による対応また警察による対応につきましてはそれぞれの組織での適切な対応として理解しております。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番松本英隆議員。

○6番（松本英隆君）

そうですね、県の方はちょっとあれだと思います。今回の事案を踏まえまして、現在愛知県ではホームページの方からですが関係機関との連携体制や対応マニュアルの整備の再発防止を早急に検討するとされております。それに対して今後町として、もともと県がというのはあると思いますが、今回の事案に対して町がとるべき対応として今後どのように考えておられるのかちょっとお聞きしたいです。

○民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

民生課長、どうぞ。

○民生課長（加藤 謹君）

今後におきましても生活保護での対応のほか本町で身元不明者等を保護した場合につきましては、保護した方の身体状況等を確認するとともに関係機関と情報共有を図り適切に一時保護ができるよう努めていきたいと考えております。以上でございます。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

松本議員。

○6番（松本英隆君）

先ほどの最初の答弁で県、警察の方から連絡がその後なかったというふうに聞きましたが、この時点で情報共有が行われていないというのがわかると思います。県の方から来なかったというのも問題だとは思いますが、県が先ほど言いました関係機関との連携体制を強化していく。早急に検討するという事なんですが、県の方でどのように話しているかその後発表がないのでわからないんですが、町として今まで県から何かこの情報共有に対してという話、そういうのは来たんですか。逆にこちらから県の方に情報共有するために何か働きかけをしたりとか会議の申し出とかそこら辺はしているのでしょうか、したのでしょうか。ちょっとお聞きしたいです。

○民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

民生課長、どうぞ。

○民生課長（加藤 謹君）

生活保護の案件につきまして絶えず町と県、相談福祉センターとは連携を図って進めているところでありますので御理解していただきたいと思っております。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

松本英隆議員。

○6番（松本英隆君）

今回起こったことは本当にゆゆしきことだと思います。もしこれが自分の家族だったとしたら本当に、まだ今病院の方に入院されているということでもいいと思うんですが、情報の県とのつながりというんですかね。県の方もこちらに何かあったら言わなかったことも問題だと思いますが、また町の方からもこの場合起きたときにこちらからどうなったか聞くとか、また向こうの方が無料宿泊所とかで何かなっていると言ったらこちらから情報を出して、こちらにもありますよだとかそのように迅速に対応できるように今

後もつと、こんなことがあっちゃいけないんですがあった場合にすぐ時間云々、夜中関係なしでできるような体制をぜひとっていただきたいと思います。

続きまして2問目に移りたいと思います。このごみ問題ですね、この前に幾度も出ております。ほかの議員からも過去何回も出ておりますが、今回ちょっと可燃ごみについて聞いておるんですが、収集について早く収集するために町としてどのように考えておられますか。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

産業環境課長。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

収集体制につきまして午前8時半より作業を開始してございます。状況にもよりますが月曜日は5台、火曜日は4台、金曜日は6台の収集車で業務に当たっているのが現状でございます。町民の方がふえる中、収集が終わる時間を早くできないかと収集業者からの状況も聴取し、収集日や収集車をふやすことが可能なのかを含めて町としても検討を始めたところでございます。また、出されるごみの量が多い場所につきましては、ごみが収集されるまでの間、散乱しないようにごみネットをふやすなど対策を講じたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

松本英隆議員。

○6番（松本英隆君）

ネットはできれば収集時間とかに関係なくいろんなところで散乱とかあると思いますので、この対応は順次していただきたいと思います。

先ほどの答弁の中で車をという話があったんですが、増車した場合、コストというのはどれくらいふえるのかおわかりですか。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

産業環境課長、どうぞ。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

あくまで現段階の試算でございますが、年間の通じて運転手と作業員を含めまして1車ふやすとすると大体2000万円程度必要ではないかと現在考えております。

○6番（松本英隆君）



議長。

○議長（横井良隆君）

松本英隆議員。

○6番（松本英隆君）

この2000万という金額、これは今現状の月曜、火曜日と月曜、金曜それを週2回分ふやしていったとしてもこの値段ということですか。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

産業環境課長。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

そのとおりでございます。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

松本英隆議員。

○6番（松本英隆君）

わかりました。曜日をふやした場合ですね、ふやせるかどうかとあるんですが、例えば木曜日に1日ふやしたという場合はコスト的には変わるんですか。車が一緒であれば変わらないのか。ちょっとそこら辺教えてもらえますか。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

産業環境課長。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

収集日をふやすとなるとまた台数の割り振り等出てくるかと思っております。したがって、台数が年間を通じて変わらなければコスト面としては変わらないと現在は考えております。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

松本英隆議員。

○6番（松本英隆君）

最初の答弁の中でごみの減量化等の推進をというふうで言っているんですが、その減量化について何か行動を起こしているといいますか何か作業したりとかされているんで

すか。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

産業環境課長、どうぞ。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

職員が日々現地の方へ回りまして、不適正な排出につきましては当然中から個人情報等が出てきましたら個人の方へごみの出し方等減量を含めて、当然不定期ではございますが「MOTTAINAI」を出してございますのでそちらとあわせまして周知をしているというのが現状でございます。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

松本英隆議員。

○6番（松本英隆君）

そうですね、資源ごみのときもよく手伝っているんですが、中身ほとんどプラスチックだったりとかいろんなそういうことがあります。その都度見た場合にはこういうのは燃える・燃えない・プラスチックという話はさせていただいているんですが、ごみ問題は町の景観にも影響がないとはいえないと思います。カラスの被害とか考える中で収集日も増車のみトラックをふやすとか曜日をつやすとかそのほかの方法も含めて何かないかなと考えているんですが、最初の答弁で検討を始めたところというふうに伺いましたので、今まで過去の一般質問でありましたごみの問題等も含めてまた検討していただきたい。また、ちょっと考えが出ましたら私たちの方にも教えていただいているような議論ができたらと思いますのでぜひよろしく願います。答弁は結構です。以上で質問を終わります。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

松本議員から1点目で質問を受けました1月17日の件について、これ法的なことを言いますと、法的には問題はなかったということでもあります。しかし、人道的な問題としてどうであったかという問題がありましたので、私は担当部署にもう一度検証するよという指示をいたしました。この一件ですけれども県に引き渡す前でしたら我々の問題として残る可能性がありましたけれども一旦県に引き渡した問題でありますので、

県の問題ではありましたが、ただ県だけに押しつけておいていいのかという懸念が私の中にありましたので先ほど申し上げましたように担当部署にちょっと検証をしてみろと検証させてそして海部事務所の方に相談に行かせたということでもあります。人がやることですから当然迷うこともありますし、判断を誤ることもあるかと思えます。ですけれどもやっぱり物事は事件が起きたら今後どうするか、同じ間違いをどのように防いでいくかということの方が大事だというふうに思います。これは私いつも職員に言うておることですが、人がやることだから間違いはあると判断も誤ることもあると、だけれどもやっぱりどうしていくかということを考えることが大事だと、同じ失敗を繰り返さないことが大事だということは常々言うておることでありまして、どうすればよかったか、あるいは今どうすればいいのか、いや今後どうしていけばいいのかということをやっぱりしっかり考えていくことの方が大事だということでございます。県の職員の犯したことに我々がコメントする立場にありませんし、コメントできませんけれども、県の職員もきっと判断に迷ったのではないかなというふうに思いますし、また誤った判断をしてしまったのではないかなというふうに思います。今回のことを一つの契機にしまして大治町としてもやっぱりすべきことがなかったのかということ、同じように身元不明の人が発見されたらどうしたらいいかというのは県の職員としっかり話し合うようにということで指示をしておるところであります。県としても今回の事件は非常に重く受けとめられておりまして、今後は町村と連携をとっていきたいというような意向を示されております。これは本庁の平田福祉局長が記者会見で述べられたことと繋がっておりますし、私もこの問題が発生したときにすぐ本庁へ出かけて行きまして、平田局長とは話をしてまいりました。今後は津島ともしっかりと連携をとっていきたいという意味合いの会談をしてきたところでもあります。これからも県の福祉相談センターとはしっかりと連携を取りながら、もっと情報共有をしっかりと今後身元不明者が出た場合のようなときにはしっかりと大治町と津島の福祉センターと連絡を取り合いながらやっていこうということでこれから話し合いを進めていこうという合意をしておりますので、これから大治町と津島としっかりと話し合いを進めていくというようになっておりますので、御理解いただけますようお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

以上で6番松本英隆議員の一般質問を終わります。

続きまして、12番下方繁孝議員の一般質問を許します。

○12番（下方繁孝君）

議長。

○議長（横井良隆君）

下方繁孝議員、どうぞ。

下方議員、質問に入る前に暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時34分 休憩

午前10時36分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（下方繁孝君）

議長。

○議長（横井良隆君）

一般質問、どうぞ。

○12番（下方繁孝君）

12番下方繁孝でございます。認知症の予防対策についてを質問させていただきます。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時38分 休憩

午前10時39分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

下方繁孝議員、どうぞ。

○12番（下方繁孝君）

本題に入ります。

○議長（横井良隆君）

下方議員、先ほどの件は取り消しますか。

○12番（下方繁孝君）

はい、お願いします。

大治町の認知症、よろしいですか、議長。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時39分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

どうぞ。

○12番（下方繁孝君）

ただいまの発言は訂正、取り消しをお願いします。以上です。

本題に入ります。大治町の認知症予防対策に関する町の取り組みについてお伺いします。厚生労働省の推計によりますと、平成30年における認知症障害を有する65歳以上の高齢者は平成30年には500万人を超え、65歳以上の高齢者の約7人に1人が認知症と見込まれております。認知症は誰もがなり得るものであり、多くの人にとって身近なものとなっております。認知症の人が認知症とともにできる限り住みなれた地域で自分らしく暮らし続けることができるまちづくりの実現が求められてきております。このような現状を踏まえまして平成27年から進められております認知症高齢者に優しい地域づくりを目指した計画であります新オレンジプランをより発展させ、認知症予防を大きな柱の一つに位置づけた認知症施策推進大綱を国は令和元年6月18日に閣議決定いたしました。この大綱には認知症の発症をおくらせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、矯正、予防を車の両輪として施策を推進していくこととしております。平成30年3月に策定した大治町老人福祉計画、介護保険事業計画を見ますと、平成29年における65歳以上の高齢者の方は6,661人おられました。厚生労働省の推計に当てはめますと大治町には950人もの認知障害を有する高齢者の方がいらっしゃるようになります。高齢者の15%ぐらいに当たるんじゃないかと思うんですが、この950人の高齢者の方々には物忘れが多くなった程度の軽度の方も多く含まれていることと思いますが、いずれ介護が必要になることも予想されますので介護の家族の負担は大変大きなものとなります。また、町の介護保険財政においても大きな負担となっていくことが予想されます。そこで町長にお伺いしたいと思います。2点お伺いします。

大治町では現在どのような認知症予防対策が進められているのでしょうか。

もう1点は、国の認知症施策推進大綱を受けて大治町は今後の認知症予防対策をどの

ように進めていくのでしょうか。お伺いします。以上です。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

御質問いただきました認知症予防対策の現在の取り組みについてお答えをいたします。

認知症は今、誰にでもなり得るものであり病気か老化か今のところはどちらでもあるといわれております。人生100歳時代を迎えまして大変重要な問題になっていくことが予想されております。そこで大治町では認知症予防対策として「健康な脳づくり教室」あるいは「健康な筋肉づくり教室」など高齢者の方々が参加しやすい教室の開催に努めており、毎年多くの方に参加をしていただいております。

次に今後の認知症予防対策についてお答えをいたします。本町では令和元年7月に中堅職員を中心とした高齢者認知症予防対策プロジェクトチームを町長直轄として設置をいたしましたところであります。認知症、やっぱり今ちょっとテレビでも言われるようになりましたが、MC Iという言葉がちょっと出回るようになりましたが、軽度認知症をどのように早く発見をして、どのように早く対策を打っていくかということが大事だろうと思っております。このプロジェクトチームでは大治町の将来を見据えた高齢者対策を検討しており、令和3年度から実施に向けて定期的に議論を進めていただいておりますので、職員の方で今しっかりと揉んでいただいておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○12番（下方繁孝君）

議長。

○議長（横井良隆君）

12番下方繁孝議員、どうぞ。

○12番（下方繁孝君）

御答弁ありがとうございました。昨年9月には厚生労働省は全国の100歳以上の高齢者は7万人を突破して49年連続して増加していると発表されました。健康増進や介護予防の取り組みに要因があるとのことですが、長生きになった一方、介護が必要な高齢者がふえているのも事実です。なかでも認知症で自分らしく生きられず家族に負担がかかっている人も少なくないと思います。そのような状況で解決できる本町の認知症予防対策を御検討していただきたいと思います。

次に質問させていただきます。御答弁いただいた中で町長直轄で設置されましたプロジェクトチームでは具体的にどのような議論が進められているのでしょうか。お答えいただける範囲で結構ですのでよろしくお願いいたします。

○民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

民生課長、どうぞ。

○民生課長（加藤 謹君）

それでは御質問いただきましたプロジェクトチームの進捗についてお答えさせていただきます。人生100歳時代を迎えまして大治町におきましても今後も増加が見込まれます高齢者に対する認知症の予防対策や心身が衰えた状態、いわゆるフレイルの予防対策などの高齢者対策の推進は喫緊の課題と考えております。これらの課題を克服するに当たりましてプロジェクトチームが検討を進めております大治町が目指す将来像につきまして、令和2年1月に中間報告を受けております。報告では高齢者の方々が認知症を正しく理解していただくための機会を創設する必要性や高齢者が御自身の認知状態を把握していただくための簡易検査、いわゆるMC Iテストの必要性が報告されまして、そのための対策として現在実施しているさまざまな教室の再編に向けた考え方などにつきまして報告を受けたところでございます。今後対策案が取りまとめられましたら議員の皆様にも御報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

○12番（下方繁孝君）

議長。

○議長（横井良隆君）

下方繁孝議員。

○12番（下方繁孝君）

お答えありがとうございます。住みなれた町で安心して生活できるよう高齢者対策の取りまとめをよろしく願います。

次にもう1点、新オレンジプランのことにつきましてお伺いしたいと思います。こちらの方に出ておりますように人生100年時代を迎え、日本人の平均寿命が年々長寿記録を更新しています。高齢者の人口が増大しています。本町も団塊世代が70歳を迎え急激な高齢者の増加が見込まれております。いまや認知症は誰もがかかる身近な病気です。よい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指して厚生労働省が策定した認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランの概要、こちらにあります7つの柱の内容について本町の対応あるいは体制についてお聞きしたいと思います。まず柱の1本目、認知症の理解を深めるための普及、啓発の推進。これは先週の土曜日3月7日、認知症のサポーター養成講座を開催するようになっていましたが中止になったと思っておりますが、その養成講座の内容それからサポーターを登録する人数とか年齢制限、それから令和2年度の予定などをお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。答えられる範囲で結構です。

○民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

民生課長、どうぞ。

○民生課長（加藤 謹君）

まず認知症サポーター養成講座の開催内容ですが、認知症に関する基礎的な知識の習得。それから認知症サポーターとしての接し方についての講座となっております。登録人数は本年度で約400名の方が受講されておりまして、過去からの累計によりますと約3,300人となります。それから受講者の年齢要件は特にごさいません。来年度も引き続き実施していきたいと考えております。以上でございます。

○12番（下方繁孝君）

議長。

○議長（横井良隆君）

下方繁孝議員。

○12番（下方繁孝君）

次に柱2の質問に入ります。認知症の容態に応じた適時適切な医療介護等の提供というところで出ておりますが、町長の答弁では対策案をまとめている段階と答えられていまして核家族化が進んでいる今日、認知症になる前の町の対策の柱となる施策案がありましたら伺いしたいと思っております。

○民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

民生課長。

○民生課長（加藤 謹君）

町の対策となる施策案はということですが、本町では平成29年度に認知症初期集中支援チームというものを設置しております。専門的な知識を持つお医者さん、看護師それから社会福祉士によりまして認知症の初期の段階で集中にかかわって専門医への受診や生活支援の相談を行っております。以上でございます。

○12番（下方繁孝君）

議長。

○議長（横井良隆君）

下方繁孝議員、どうぞ。

○12番（下方繁孝君）

ありがとうございました。次に柱3を質問します。若年性認知症対策の強化ということですが、現在窓口での相談は何件ぐらいあるのか。人権にかかわる問題ですので具体的なサポート体制などをお聞きしたいと思います。



○議長（横井良隆君）

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時52分 休憩

午前10時53分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（下方繁孝君）

議長。

○議長（横井良隆君）

下方繁孝議員、どうぞ。

○12番（下方繁孝君）

今3問目から7問目までまだ残っておりますが、5問。私の質問の方は答弁いただいて終わりますのでよろしくお願いします。

○民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

民生課長、どうぞ。

新オレンジプラン7つの柱についての町の対策をまとめて答弁お願いいたします。

○民生課長（加藤 謹君）

それぞれ施策、7つの項目がございます。認知症の人の介護の支援につきましては、相談支援ということで認知症カフェとして現在海部総合福祉センターと老人保健施設の「四季の里」で認知症やその家族の方々が悩みを打ち明ける場を提供してサポートをしております。

それから5番目の認知症を含む高齢者に優しい地域づくりの推進というところにつきましては、環境づくりということで平成30年度から地域の方が認知症の方を見かけたときに気軽に声かけができる環境づくりとして高齢者行方不明時の声かけ訓練というものを行っております。

それから6番目の認知症の予防法など研究開発及びその成果の普及の推進ということで、こちらにつきましては来年度高齢者を対象にこれまで実施してきました認知症予防事業の評価、分析を行いまして、その結果を踏まえ令和3年度以降の事業に反映していきたいと思っております。

それから最後の7番目ですが、認知症の人やその家族の視点の重視ということにつきましては、本町では毎年介護予防事業によるさまざまな教室を行っております、参加

している方々の意見を聞きまして、その意見を反映するように介護予防事業に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

ただいま答弁がありました。それについての再質問は何かございますか。

○12番（下方繁孝君）

いや、ないです。ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（横井良隆君）

これで12番下方繁孝議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時55分 休憩

午前11時06分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番手嶋いずみ議員の一般質問を許します。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

3番手嶋いずみ議員、どうぞ。

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時08分 休憩

午前11時18分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番手嶋いずみ議員、どうぞ。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。議長のお許しを得ましたので一般質問させていただきます。

現在の社会ではICTの活用が日常のものとなっています。本年4月より小学校の授業においてもプログラミング教育が必修化されます。これからの時代を生きていく子供

たちにとってICTを適切に使いこなす力は今や「読み書きそろばん」と同じ位置といえます。一方でインターネットの普及による社会の情報化は子供たちの生活や心身の問題に大きな影響を及ぼしています。特にパソコン並みの性能を備えたスマートフォンは長時間利用による健康や学習への悪影響のほか、いじめや犯罪、不当請求、個人情報の漏えいなど多くの問題が浮上しており、ネットの適切な活用方法、情報マナーの向上の取り組みが一層求められているところです。女子児童がインターネットで知り合った男に誘拐されるなどSNSをきっかけに子供が事件に巻き込まれるケースが各地で後を絶ちません。SNSを通じて被害にあう子供は1年に約1,800人いると報道されています。子供はまだネットの世界に潜む危険性を正確に理解できていません。その純粹さを狙った犯罪などが後を絶たないのです。国は有害サイトとの接触から子供たちを守るため、平成30年2月に法律で18歳未満の青少年が携帯電話の契約、機種変更をする際、店頭などでフィルタリング設定を義務化いたしました。これにより少しは悪質なサイトには接触する機会は減りましたが、フィルタリングをしても巧妙な手口によって悪質なサイトへアクセスしてしまうケースもあります。また、携帯とは関係のないインターネットを兼ね備えたゲーム機器もあります。子供たちを守っていくには情報が氾濫する社会にあって善悪を判断できる力、物事の本質を見極める力をつけるとともに、危険から身を守るための力を育成することが必要です。情報モラル教育の徹底をお願いいたします。香川県が「ネットゲーム依存症対策条例」と称してスマートフォン使用時間を4月から条例での制定を検討しているニュースがありました。私は幾ら条例で制定しても子供たち自身が気づき、考え、行動しなければ意味のないことだと考えます。

こちらの画像を見ていただきたいと思います。これは熊本県の江南中学校の取り組みの例でございます。生徒たちがみずから考え、話し合い原案を作成し、学年行事で「江南ルール」というものをみずからつくって保護者にもアピールしている例です。

続きまして、こちらの神奈川県の高校生が中学生に「インターネットの正しい使い方」を教える授業をしている模様です。教える側も理解を深め、中学生は同年代からの講師ということで共感を覚えて理解度も高まって大変好評を呼んでおります。

こちらは猪名川町のフォーラムでございます。兵庫県猪名川町での地域フォーラムです。中学、高校生が主体となって「猪名川スマホサミット」と称してスマートフォン利用ガイドラインの策定を行った模様でございます。こうした子供たちみずからが問題点を話し合い、啓発を呼びかける取り組みは大変重要と考えます。

現在、大治町の学校ではどのような対策を行っているのか。今後どのような情報モラル教育を行っていく予定なのか。具体的な取り組みについて伺います。

また、児童生徒ばかりでなく、インターネットを利用したことによるトラブルも後を絶ちません。今日、新型肺炎便乗詐欺が起きています。SNSに「マスク無料送付」をかたる偽りメールが入り安易にアクセスして個人情報が盗まれてしまうというフィッシング

ング詐欺が起きております。また、ネットからの注文でお金を振り込んだのに商品が届かなかったり、化粧品の定期商品を解約したくても連絡が取れなかったりとさまざまあります。大治町においてもことしに入り10件ほどの被害があったと伺いました。インターネットを利用する全ての方々が被害にあわないよう「インターネット安全利用講座」など開催し、町として消費者教育を進める考えはありますか。以上、質問を終わります。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

教育長、どうぞ。

○教育長（平野香代子君）

情報モラル教育の充実をという御質問でございます。

情報社会から超スマート社会といわれるこれからの時代を生きる子供たちにとって、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できるようにする情報モラル教育はとても重要だと考えております。現在、学校では総合的な学習の時間あるいは社会科、技術家庭等の時間を使って情報社会でのルール、マナー、あるいは情報セキュリティーの基本を学習しているところであります。また、特に総合的な学習の時間になろうかと思いますが、外部講師を招いてネットモラル教室を行ったり、ネットトラブル防止のための啓発文書を児童生徒に配布したりしているところであります。実際、青少年健全育成推進協議会というのが本町にはございますが、そこでも夏休み前にはネットトラブル防止のための啓発文書を作成し、児童生徒、保護者に対して注意を促しているところであります。その中で特に言っていることは、スマートフォンを子供に渡すときは「お母さんのを貸してあげるんだよ」と言う。「だから9時になったら返してよ」というのをそういった手法も進めているところであります。

また、今後は情報モラル教育は学校教育の一つの柱でございますのでそんなことで取り組んでいるところであります。以上です。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

インターネット安全利用講座などを開催して町として消費者教育を進める考えはという御質問もいただいております。

海部地域消費生活センターにおきましてもネットショッピング、デジタルコンテンツ等の運輸・通信サービスに関するトラブルの相談が若者を中心に幅広い年代において寄せられております。消費者教育につきましては、インターネット上でのトラブルを回避

する判断力を身につけることが重要と考えておりますので、住民の皆さんのニーズを把握するとともに講座等の開催を検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番手嶋いずみ議員、どうぞ。

○3番（手嶋いずみ君）

先ほど答弁ありがとうございます。保護者の方もしっかり勉強していかないといけないと思いますので、今現在保護者の参加状況をちょっとお聞きしたいと思います。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

教育長、どうぞ。

○教育長（平野香代子君）

最近、ネットトラブルも反転してきたという言い方は変ですけども、中学生からだんだん小学生へと下りてきているというところであります。数としてはそんなにふえているわけではないんですね。したがって、起こったところは保護者向けにも毎年そういったコンピューターの使い方だったりスマートフォンの使い方であったり、あるいは子供たちに何をしたらいいのかということをしていたわけですが、最近では毎年ではないんですが今年度も中学校の方で情報モラル教室を生徒と一緒に聞くという講座を予定して、今回3月に予定しておりましたので中止になりましたが、そんなことで子供と一緒に聞くというスタイルがふえています。大体参加者はその年によって違いますが、30名から50名と聞いております。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（横井良隆君）

手嶋いずみ議員、どうぞ。

○3番（手嶋いずみ君）

わかりました。では、今幼児が親の携帯を借りて、先ほど言っていたゲームをしている姿を見かけるんですが、そういう情報モラル教育なんですが何学年から行っておりますか。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

教育長、どうぞ。

○教育長（平野香代子君）

小学校3年生から行っているところであります。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（横井良隆君）

手嶋いずみ議員。

○3番（手嶋いずみ君）

私個人としては、低学年からぜひそういう情報モラル教育を行っていただきたいと思っています。神戸市の教育委員会がつくった「ルールを決めた日」という啓発用アニメ動画がありまして、とってもわかりやすい動画があります。それもまた参考にさせていただきたいと思うんですが、ぜひよろしくお願ひいたします。

新卒のサイトに対しての対策を講じるべきですが、どんどん新しい悪質なサイトが出てきておりますので教員への研修は行っておりますか。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

教育長、どうぞ。

○教育長（平野香代子君）

教員にはまさに実践的な研修ということでそういったことが起こったときに警察の方をお呼びしたりとか実際ネット上の相談をされている方も実はあられるんですね。そういった方をお呼びしたりして研修をしているところであります。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（横井良隆君）

手嶋いずみ議員。

○3番（手嶋いずみ君）

今学校が休校となり、また外出も控えている状況の中、子供たちのスマートフォンの使用時間がとても気になる場所ですが、先ほど教育長が言われました夏休み前に配布した資料、注意事項等は急なことだったのでどうかわかりませんが今回は配布されたでしょうか。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

教育長、どうぞ。

○教育長（平野香代子君）

今回はそのことについては間に合っていないです。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（横井良隆君）

手嶋いずみ議員、どうぞ。

○3番（手嶋いずみ君）

やはりこちら側が子供たちを一人も悲しませないという強い思いから発すると全て行動にあらわれてくると思うんですね。なのでスマートフォンの陰の部分を読んでトラブルに巻き込まれる危険があることだとか、どう対処するのかを身につける情報モラル教育の充実、推進をふやして今後いただきたいと思います。学校や家庭でのルールづくりや携帯の恐ろしさを疑似体験できる授業など何度も繰り返し行わないと意識は変わらないと思います。こちら側が1人の児童生徒も悲しませないという強い責任感と決意で今後取り組んでいただきたいと思います。

あと、インターネット安全利用講座の開催をしていただけるということで大変うれしく思います。どうかよろしく願いいたします。以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（横井良隆君）

これで3番手嶋いずみ議員の一般質問を終わります。

続きまして、9番吉原経夫議員の一般質問を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。一般質問をさせていただきます。

1、保護された高齢者が愛知県職員に置き去りにされた事件について、町としてのこれからの対応を尋ねると題して質問させていただきます。

先ほど他の議員の質問、また町長の答弁、これも踏まえて質問させていただきます。

1月17日金曜日夕方、大治町内のATMコーナーで津島警察署が身元不明の高齢男性（以下、「御本人」。後ほど身元が判明し、大治町民とわかる）を保護しました。その後、津島署から大治町役場に保護の依頼をしたいとの電話があり役場職員が対応していたところ、津島署から再度電話があり生活保護法で対応したいとの話をされたため、役場職員は愛知県海部福祉相談センター（以下「センター」と言います）を紹介しました。津

島署は大治町に紹介されたセンターに御本人の保護を引き継ぎたいと電話で要請しました。要請を受けたセンターの職員2人、B（主査級）及びC（主事・技師級）が同署に到着し、発語・筆談できない状態であった御本人の保護を同署から引き継ぎました。職員B及びCが上司である職員A（課長補佐級）に電話で対応を相談した結果、御本人を大治町内の無料低額宿泊所に移送し入居を依頼しましたが、まず医療機関にかかるべきだろうと宿泊所長に入居を断られました。その後、宿泊所長が119番通報し海部東部消防署の救急車が到着しました。消防署員がバイタルチェックなどを行い、経過観察したところ異常は何も見当たりませんでした。医療機関を受診したいなどの御本人の意思も確認できず身元もわからないため医療機関につなぐことができませんでした。消防署員から事情を聞いて対応に苦慮した職員B及びCが職員Aに電話したところ、職員Aは御本人の様子から医療機関につなげる必要があると考え、消防の所轄が異なる中村区内へ御本人を移送し放置した後、そこで名前を名乗らずに119番通報するよう指示しました。そのやりとりを聞いていた無料低額宿泊所長は、職員Bに御本人を放置するようなことはやめろと言ってとめました。消防署員はその後の対応を職員B及びCに任せて署に帰っていきました。無料低額宿泊所長の制止にもかかわらず、その後職員B及びCは御本人を中村区内の公園へ公用車で移送し、眠っていたところを起こして公園のベンチに座らせたところ、御本人は立ち上がろうとしベンチ前の道路上に転倒しました。職員Bは公衆電話から通りすがりを装って偽名で119番通報して救急車を手配し、その後、職員B及びCは御本人をそのままにして立ち去りました。119番通報によって駆けつけた中村消防署署員によりバイタルチェックなどを行い経過観察したところ、異常は何も見当たりませんでした。海部東部消防と対応は一緒ですね。医療機関を受診したいなどの御本人の意思も確認できず、身元もわからないため医療機関につなぐことができず、中村消防署員の110番通報によって中村警察署に御本人は保護され、署の保護室で一夜を明かされました。御本人の身元がわからないため中村署が県内の警察署に照会をかけたところ、津島署の保護した事案に当たることがわかり、18日土曜日、海部福祉相談センターに連絡しました。中村署から呼び出しの電話を受けた職員Bが対応を相談するため職員Aに電話をしたところ、職員Aは御本人を中村区内で置き去りにした事案を隠すため、「御本人がみずからの意思で大治町内の無料低額宿泊所から立ち去り、職員Bはそれを見失った」と説明するよう指示しました。中村署において、「海部福祉相談センターが保護した人がなぜ中村区内で保護されたのか。意図的に置き去りにしたのではないか」と詰問された職員Bは、御本人がみずからの意思で立ち去り、職員B及びCはそれを見失ったと説明しました。職員Aが中村署へ向かう前に職員Aが御本人の入居を依頼していた稲沢市内の無料低額宿泊所の職員が中村署に到着し、御本人は同所へ移送され入所されました。20日月曜日、職員Aが御本人の様子を確認するため無料低額宿泊所を訪問したところ、食事がとれていないことがわかり衰弱が見られたため119番通報したところ、稲沢消防署



の救急車が駆けつけ、市内の病院に入院されました。御本人には脳梗塞の疑いが見られました。22日水曜日、センターの検討会議において御本人について職権により生活保護を適用する方針が決定されましたが、職員A、B及びCは、中村区内に移送し置き去りにした事実は隠していました。24日金曜日、津島署から御本人の身元判明（大治町民とわかります）との連絡があり、病院を訪問した職員Bが親族の方お二人と面会し、中村区内に移送し置き去りにした事実は隠して一連の経過を説明しました。28日火曜日、中村署にセンター次長が呼び出され、一連の経過の不審な点について説明を受けました。次長は直ちに職員Aに電話し、警察署へ出向いて真実を話すようにと指示したところ職員Aは帰庁した次長に虚偽の説明を行ったことを打ち明けました。

その後、職員A、B及びCは、中村署で御本人を移送し置き去りにした事実を打ち明け謝罪し、中村署でのやりとりを次長へ報告後、センター長へ報告しました。29日水曜日、次長及び職員Aが県福祉局福祉部地域福祉課へこの事案を報告しました。2月4日火曜日、県職員が御本人の御家族にお会いし、一連の経過の事実を説明し謝罪しました。これが愛知県職員によって保護された高齢者が置き去りにされた事件の私が調査した概要でございます。

そこで町長にお尋ねします。県がこの事件にかかわった3人の県職員だけでなく、全ての関係者から事情と経緯を調査し、事件の真相究明と公表を行うよう町として求めることはしないのか。

また、この事案及び生活保護行政に関して愛知県との連携は不十分ではなかったか。

今後、閉庁時間に老人福祉法による措置入所を必要とする事案が発生した場合、町としてどのように対処するのか。また、これまでどう対処していたのか。以上でございます。

2点目、これにも関連しますが、支援が必要な生活困窮者を発見するための仕組みをもっと整備すべきではないのかと題して質問します。

昨年12月、東京都江東区で高齢の兄弟が困窮の末に亡くなられる事件が起きました。区は支援が必要な人を発見するため、水道料金の滞納者の情報を活用する仕組みを数年前につくっていましたが、これまで1件も実績がなかったとのこと。水道料金の滞納者の情報活用など支援を必要とする生活困窮者を発見する仕組みが町にはあるのでしょうか。また、それらの仕組みを活用した事案はあったのでしょうか。大治町は福祉事務所を持ちませんが、支援を必要とする生活困窮者を発見する責務が愛知県だけでなく、町にもあると思います。支援を必要とする生活困窮者を発見する仕組みとして、名古屋市上下水道局と協定を結んで水道料金の滞納者の情報を提供してもらい、活用する考えはないのでしょうか。

3、小中学校のいわゆる「4時禁ルール」はやめるべきではないかと題して質問します。これは現在新型コロナウイルスの関係で学校が休みになっておりますからそこでの

対応もあわせてお聞きします。

大治町内の小中学校でも早く下校しても午後4時ごろまでは児童・生徒に外出しないよう求める、いわゆる「4時禁ルール」が行われています。実態はどうなのでしょう。岐阜県内では県教育委員会の求めに応じて各小中学校で見直しが進められています。愛知県内のある中学校では生徒たちが話し合っ「4時禁ルール」を変えています。大治町内の学校でもそのようにすべきではないのでしょうか。

4、防災行政無線の戸別受信機を設置するなど防災・減災対策をもっと進めるべきではないのかと題して質問します。

政府は配備が十分進んでいない市町村を対象にして防災行政無線の戸別受信機を設置を支援する方針であると聞いております。大治町はこの対象になるのでしょうか。対象となるのならこの支援制度も活用して戸別受信機設置をどの程度まで進める考えなのでしょう。また、大治町が大きな災害を受けたときボランティアを受け入れる場所、いわゆるボランティア支援センター、それはどこを想定しているのでしょうか。

5、あま市民病院巡回バスの改善をあま市に求めるべきではないのかと題して質問します。

あま市民病院巡回バスの路線の一つとして中村日赤病院へ行く便があります。しかし、帰りの便がありません。私も利用してみましたが大治町民の利用が一番多い路線です。帰りの便の運行をあま市に求めるべきではないでしょうか。あま市民病院巡回バスにはバス停がありません。バスが近づいたら手を挙げてバスに乗ることを伝える仕組みです。バス路線図で数字が書かれている地点で乗らなければいけないと勘違いされ、新大正橋西の交差点で手を挙げられバスが交差点の中で停止し、危なかったこともございます。耳の不自由な方が利用しようとしたらバスが近づいてくる音に気づくのがおくれ、バスが通り過ぎてしまったことがあったとも聞いています。帰りはバス停がない今のやり方が大変便利ですが、コースどおりを運行する行きはバス停を設置した方がいいと思います。あま市に求めるべきではないでしょうか。

6、町長は町長などの給料と議員報酬の引き上げをなぜ町特別職報酬等審議会に諮問したのかと題して質問します。

町長は町長などの給料と議員報酬の改定を額を明示して町特別職報酬等審議会に諮問しました。その額は平成18年に10%削減される前と同じ額です。なぜ町長は10%削減される前と同額を諮問したのでしょうか。また議員報酬の改定について、昨年の改選後、議員内の話し合いがほとんどなされていません。なぜその状況で議員報酬の改定まで諮問したのでしょうか。以上、お聞きいたします。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

まず第1点目の質問であります。つらつら長々と説明いただきましたが、説明いただかなくても報告はきちり上がっておりますし、先ほどの文書を聞いておりますと間違っておる点多々あるようですので我々と相当認識が違う点もあるようでございますが、答弁は担当の方からさせます。

○民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

民生課長、どうぞ。

○民生課長（加藤 謹君）

まず、県がこの事件にかかわった3人だけでなく全ての関係者から事情と経緯を調査し、事件の真相究明と公表を行うよう町として求めることはしないのかという御質問でございますが、県では今回の事案を検証し再発防止に向けた取り組みが進められていると承知しております。

次に、この事案及び生活保護行政に関して愛知県との連携は不十分ではなかったのかという御質問でございます。この質問につきまして、この事案を含め生活保護行政に関する愛知県との連携につきましては、事案ごとの状況の中で適切な対応を行っているものと認識しております。

続きまして、今後閉庁時間に老人福祉法による措置入所を必要とする事案が発生した場合、どのように対処するのかという御質問ですが、老人福祉法による措置入所を必要とする事案であれば、対象者を受け入れていただける施設の確保に努めます。

また、これまでどう対処していたのかという御質問ですが、閉庁時間に老人福祉法による措置入所を必要とした事案はございません。以上です。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

2点目の生活困窮者の問い合わせですが、これも担当の方から答弁させます。

○民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

民生課長、どうぞ。

○民生課長（加藤 謹君）

まず生活困窮者を発見する仕組みが町にあるのかという御質問です。本町におきましては民生委員や社会福祉協議会の活動の中で生活に困っている方があれば町へ連絡をいただいております。また、生活困窮に関する相談があれば事情を聞きとり、福祉事務所であります海部福祉相談センターと連携しながら対応しております。

次に、愛知県だけでなく町に生活困窮者を発見する責務があると思うがという御質問です。生活困窮者の支援につきましては、福祉事務所の所管となりますが、本町は海部福祉相談センターと緊密に連携を図り対処していきたいと考えております。

最後に、名古屋市上下水道局と協定を結んで水道料金の滞納者の情報を提供してもらい活用する考えはないのかという御質問ですが、現在、名古屋市上下水道局との協定は結んでおりませんが、水道料金の未納状況から生活困窮の疑いのある方につきましては既に名古屋市上下水道局から連絡をいただいておりますので、今後も生活困窮者の支援に努めていきます。以上です。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

教育長、どうぞ。

○教育長（平野香代子君）

3点目の小中学校のいわゆる「4時禁ルール」はやめるべきではないのかという御質問ですが、授業が昼までに終わり帰宅する日の対応といたしまして、大治町内の小中学校におきましては家庭学習をするよう呼びかけはしておりますが、外出を禁止するようなルールは設けておりませんのでよろしく願いいたします。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

4点目の防災行政無線の戸別受信機の設置についての質問も担当の方から答弁させます。

○防災危機管理課長（伊藤高雄君）

議長。

○議長（横井良隆君）

防災危機管理課長、どうぞ。

○防災危機管理課長（伊藤高雄君）

議員御指摘の政府の方針とは、総務省の戸別受信機の導入促進事業に該当すると考えておりますが、この事業は防災行政無線を整備している市町村が対象となっており、当

町も対象となると承知をしております。今後はどのような人に配置するのか、配備数や機種を選定などの情報を収集し関係部局と調整しながら検討していきたいと考えております。

次に、大治町が大きな災害を受けたとき、ボランティアを受け入れる場所はどこを想定しているのかとの御質問でございます。大治町地域防災計画には災害ボランティアセンターは総合福祉センターに設置することと定めており、また災害時における効果的なボランティア活動を推進するため平成27年4月1日に「災害ボランティアの設置及び運営に関する協定書」を社会福祉法人大治町社会福祉協議会と締結しており、協力体制をとっておるものでございます。以上です。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

5つ目はこれもあま市の問題ではありますが、これも担当の方から答弁させます。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（横井良隆君）

保健センター所長、どうぞ。

○保健センター所長（吉本清美君）

あま市民病院巡回バスに中村日赤病院へ行く便はあるが帰りの便がないとの御質問です。あま市民病院と名古屋第一赤十字病院を往復する午後のコースは双方の診療後の患者の乗車を考慮した上で最短ルートで病院間を往復することの目的を最優先された設定となっております。

次に、バス停の設置を求めるべきではとの質問ですが、バス停を設置することにより乗降する箇所が限られることよりもルート上であれば乗降可能とすることの方が利用者の利便性を高めるとの判断のもと実施されているものです。したがって、いずれにつきましてもあま市に対し求めることはいたしません。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

6つ目の質問でございますが、これも過去の経緯いろいろありますので担当の方から説明させます。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

特別職報酬等審議会につきまして2点の質問をいただいております。

まず1点目の、なぜ10%削減される前と同額を諮問したのかとの質問でございます。町長等特別職の給料及び議員報酬につきましては、議員提案により平成18年4月から10%を削減し、現在まで14年が経過したところであります。現在の金額は県内の町の中でも低く、また一般職の給料は平成26年度以降6年連続で増額の改定をしている状況であります。削減前と同額で諮問しましたのは、平成18年3月議会において否決となりましたが町側の提案で期限つきで給料を減額する特例条例を上程した経緯を考慮しまして、削減前の額を諮問したものでございます。

次に、なぜ議員報酬の改定までも諮問したのかとの質問でございます。議員報酬について議会の中での議論の内容は承知しておりません。本町の特別職報酬等審議会条例では、諮問は町長が行うこととなっております。特別職の給料を見直すに当たり、同時期に減額した議員報酬についても増加する行政需要、職責を踏まえて額の見直しについて審議が必要であると考えたところであります。以上でございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

まず1点目でございます……

○議長（横井良隆君）

ちょっと待ってください。

9番吉原経夫議員、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

まず1点目でございます。先ほど民生課長が閉庁時間中に老人福祉法に基づく措置入所の事案はなかったということでございますが、今回の事案ですね、閉庁時間だと思っておりますが、町が最初対応しております。これどの法律に基づいて対応したのでしょうか。

○民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

民生課長、どうぞ。

○民生課長（加藤 謹君）

対応につきましては、先ほど同様の案件で答弁した内容のとおりでございます。以上でございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

生活保護法の場合は福祉事務所を持つ県の担当ですが、町が最初対応、検討したのは当然老人福祉法による措置入所です。それを対応したと私は考えていますが、閉庁時間じゃないですか。閉庁時間で対応しているじゃないですか。結果的には生活保護法になりましたが、老人福祉法の措置入所を検討したと思うんですがそうじゃないんですか。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時54分 休憩

午前11時54分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

再度質問をどうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

もう1点聞きます。町長はこの件に関して法的に問題がないと言っておりました。確かに法的に問題はないと思います。年齢がわからない。最終的には70代ということで老人福祉法による措置入所の対象になりますが、最初年齢がわからなかった。ですが、町としては対応を検討したわけですよ。警察署から生活保護法と言われたから海部福祉相談センターを紹介した。町として生活保護法でいくか老人福祉法でいくか、そのような検討はしていないじゃないですか、その場で。後ほど最終的にこの事案は生活保護法だとわかっただけで最初に対応したときに、いや、この事案は生活保護法だと。結局そこまで町の職員は生活保護法を読み込んでいませんから。警察に言われたから、津島署に言われたから生活保護法でいったと僕は思っているんですが、そこは違いますか。

○議長（横井良隆君）

答弁はありますか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

事実関係として津島警察署から保護を依頼されて大治町として対応したと。閉庁時間です。ただ、生活保護法でいくか老人福祉法でいくかという検討をしたという報告はきていないし、もらっていませんし、事実関係として町長も言ったように津島警察署から生活保護法でいくということで生活保護法だったら担当は海部福祉相談センターですよと紹介したと。どちらでいって町長の答弁の中でも大治町として検討したと一言も言っていないじゃないですか。あとでその場で津島警察署に生活保護と言われたからそうしただけで、当然年齢もわかっていないから生活保護法でいくのが適当だと愛知県の職員の方は言ってみえましたが、町としては何も検討していない。でしょう。検討中も何も閉庁時間で老人福祉法で対応すると、でしょう。だから、問題点としてはきっちり町として生活保護法も含めて勉強すべきなんですよ、職員が。やっぱりそれは勉強不足だと僕は思いますし、結果的に県の方で県の職員の問題が出てきていますが、これを機に少し閉庁時間の対応マニュアルとか県もやると言っていますから大治町として老人福祉法による措置入所、閉庁時間でも対応マニュアルをつくるとかちょっと考えるべきではないでしょうか。

○議長（横井良隆君）

今ありました、民生課長、生活保護法に対する理解はいかがでしょうか。

○福祉部次長兼保険医療課長（安井慎一君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉部次長、どうぞ。

○福祉部次長兼保険医療課長（安井慎一君）

先ほどの議員の一般質問でお答えしましたように、警察から電話がありまして確認をしておったと。その中で警察の方から話がありましたので生活保護の関係は海部福祉相談センターである旨伝えて、警察から直接電話されるという状態でしたので、その辺答弁した内容をよく御理解していただきたいと思っております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

あのですね、津島警察署にも確認しましたが警察署が生活保護法でいくか老人福祉法



でいくか判断するところじゃないんです。判断は大治町と福祉事務所を持っている愛知県なんです。判断するところはそこしかないんです。警察が判断することじゃないんです。ただ、たまたま生活保護でいくと言われて紹介したのはわかります。ただ、どこで生活保護法でいくのか、老人福祉法でいくのか、検討するのは老人福祉法だったら大治町です。生活保護法だったら福祉事務所を持っているところ。大治町はありませんから愛知県です。津島警察署に言われたからそうしましたじゃそれはおかしいんじゃないですか。これは判断するのは大治町であり愛知県であると思うんですが、そこら辺の検討をその当時できないとしてもこれからどうしていくか、きちっとそういう検討をなきゃいけないんじゃないですか。

○福祉部次長兼保険医療課長（安井慎一君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉部次長、どうぞ。

○福祉部次長兼保険医療課長（安井慎一君）

こちら先ほどの答弁で既にしてしておりますが、現在愛知県においては検証が行われております。その中で本町においても当然県との話し合いも進めておりますので我々としても当然同様に今回の対応の案件についてどうだったかということは当然またいろいろ話をしていくということでございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

県議会の方でもそういう委員会の中で議論されたという話は聞いております。しかしながら該当する3人の職員の問題、これ当然検討されておられますが、例えば警察署の問題。警察署が最初から119番通報される津島署がやればこんなことにはならなかったでしょうし、これは消防署の問題ですが、夜中に本人、夜中に病院に連れていくことができないと。平日だったら稲沢消防署みたいに行けるんですよ。本人の意思が確認できなくても。そこら辺の問題とかいろいろ多々あるんですよ。中村警察署、保護施設を持っているから保護できたと。津島署は持っていないからできなかったと。いろいろな問題点があって、ただ県としては福祉行政のところだけ検証しております。委員会の中でもその部分だけ富田昭雄県会議員、先生が質問されておられます。ですから、トータルで考えて検証する必要がある。それをちゃんと大治町民のことですから今回、大治町として僕は町長が県なり消防署なりに要請すべきだと思うんですがどうでしょうか。

○福祉部次長兼保険医療課長（安井慎一君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉部次長、どうぞ。

○福祉部次長兼保険医療課長（安井慎一君）

こちら先ほど答弁しておりますように、町長が愛知県にも出向いて海部福祉相談センターにも出向いてという話をしておりますので、そこの中でいろんな連携が必要だというようなことも当然させていただいております。よく御理解いただきたいと思っております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

ですから町長が連携をしているところは愛知県の福祉部ですね。福祉行政とは話をしましょうと。それ以外の当然一番の問題は海部福祉相談センターの問題です。しかし警察の対応、消防署の対応等々、法的な問題はないですが不十分なのは不十分なんです。不十分なのが重なったから今回こんな大きな事件が起きたんですよ。ですからそこら辺も大治町民のことですから町長がちゃんときちっと愛知県なり消防署なりに話を持っていくということが必要だと僕は言っているんですが、今の話だと福祉だけの話で終わっていますからそれはおかしいと思います。

〔町長、さっき答えてるでしょう〕の声あり〕

○9番（吉原経夫君）

だから、町長は福祉だけは連携していくと言ってる。それ以外については答えていないですからやっていく考えがないということだと思います。

あと、2番目の生活困窮者の点ですが、これも生活保護法また生活困窮者自立支援法だと事務があるのは福祉事務所のある県、市、町村、愛知県の場合は町村で持っているところはありますが、なんですよ。やはり法律を読み解くと広域で、大治町単独で持つこともできますがちょっとそれは難しいとして、広域で海部郡の中で福祉事務所を持っていくとかそういう考えはないんでしょうか。

○民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

民生課長、どうぞ。

○民生課長（加藤 謹君）

最初に御答弁させていただきましたが、本町といたしましては県と緊密に連携をとって対処していきたいと考えております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

だから福祉事務所を持っていないから権限がないんです。だから県と連携をとってやっていくしかないんです。ですから、法律によると広域で持つこともできる。だから海部郡の蟹江町、飛島村と一緒に持って持つこともできるんです。やるやらないは別として。そういう国の姿勢の中でもどんどん県の施策を町村におろしていく、権限をおろしていくということも進んでおります。こういう点では県の権限を町村におろしていくような動きはないのでしょうか。

○議長（横井良隆君）

みんな県の話だと思う。

○9番（吉原経夫君）

県だからってすぐ逃げるでしょう、そうやって。

○議長（横井良隆君）

逃げていない。

○9番（吉原経夫君）

だから愛知県としてはそういう動きはないのか。ないならないで答えれば、議長。

○議長（横井良隆君）

吉原経夫議員、続けてどうぞ。

○9番（吉原経夫君）

ちょっと答弁がないようだったら、次の「4時禁ルール」にいけますが、大治町の小中学校は「4時禁ルール」は設けていないということでしたが、NHKの番組放送でやっぱり「4時禁ルール」を設けているところは色づけをされていて、私が見た範囲では大治町は色がついていて、これはNHKが各市町村の教育委員会に全て問い合わせた結果だと思うんですが、NHKの取材に対してどのように答えられたのでしょうか。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

教育長、どうぞ。

○教育長（平野香代子君）

取材はそんなに正確ではなかったというふうに聞いております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

正確ではないということはNHKの方は「4時禁ルール」を設けているようにとった。しかし実際はなかった。ちょっと説明がそこら辺にそごがあったということなんだろうか。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

教育長、どうぞ。

○教育長（平野香代子君）

そのとおりですね。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

「4時禁ルール」として明文化したものはないけれども暗黙の了解的なものがあったのか。それとも全くそんなものはなかったのか。大抵教育委員会の考え方としては「4時禁ルール」と明文化したものはない。しかし、学校の中でそういうような口頭の指導はあったこともあるということなのか。どちらなのでしょう。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時07分 休憩

午後0時07分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁ありますか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

続いて。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原経夫議員、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

「4時禁ルール」は設けていないということで、今新型コロナウイルスの関係で休校です。午前中どころかずっと休校ですね。そういうときどのように対応するのか。学校現場ではどのような指導、例えば極力家を出ないようにとかどのような指導をされておられるんでしょう。

○議長（横井良隆君）

議題外です。次へどうぞ。議題外です。

○9番（吉原経夫君）

だって「4時禁ルール」と同じようなわけでしょう。

○議長（横井良隆君）

続いて、時間がないものですから。

吉原経夫議員、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

4番目ですが戸別受信機ですね。大治町は残念ながら今1台も設置しておりません。ですから今回総務省の対象になると考えているんですが、市町村で整備しているところは対象にならないので、そういうような大治町は幸か不幸かわかりませんが、そういう戸別受信機を設置していないから対象になるんだという理解でいいんでしょうか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

今議員御指摘の中で設置していないという今御指摘がありましたが、戸別受信機を。実は大治町、戸別受信機につきましては各小中学校、公共施設並びに保育園にも設置を既に終わっておるところでございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

いみじくも総務部長言われましたが、総務省の考え方は各家庭に設置していないものに関してが対象になるんです。だから各家庭には設置していないんですよ。行政側と

しては、個人的に買われている人があるかどうかわかりませんが、だから対象になるんです。公共施設については対象外だと思うんですよ、今回。そういう理解でいいでしょうか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

公共施設が対象外であるのか、対象内であるのか少し議論はあるところですが、今回の総務省の言われておるのは議員御指摘のとおりで、私が答弁しましたのは戸別受信機がないとおっしゃったので答弁したまでです。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

私の言い方が少し不正確だったかもしれませんが、各家庭に戸別受信機がないということで対象になると。ですからどの程度までが対象になるのかわかりませんが、これを機に町として総務省の対象になっている部分だけでなくもう少し対象を広げて、町負担で少し整備すべきではないかと考えるんですがそれはどうでしょう。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

この戸別受信機の設置の件につきましては、過去より議会の中で一般質問もいただいております。たくさんの議員の方からいただいております。そういった中で我々答弁しておりますのは、今回の財政的な措置は少し出てきたことでございますが、今後については関係部局と十分に協議しながら、どのところへどういうふうにつけたらいいのか。また、どのような機種を選ぶのか。そういったことも踏まえて、また対象となる方のニーズも踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

早急に国の方針も示されると思いますので早急に町としても対応を進めていただきたいと思います。

あと災害ボランティアセンターの件ですが、希望の家で社会福祉協議会もありますし、希望の家でやるのが自然かもしれませんが、やっぱりボランティアの方に集まっていたくには公共交通がどこまで復旧しているかわかりませんが、やっぱり大治町は電車が通っていない。バスしか通っていません。バス停近くにやはり設置したほうが、その状況とかありますが集まりやすいんじゃないかと思うわけです。例えば新大正橋西のバス停の近くにある八ツ屋防災コミュニティセンターとかそういうところに設置したほうが、当然公共交通機関が復旧した段階でございますが、そういうことも検討したほうがいいと。希望の家はやっぱり車とかなら別ですが、公共交通機関では行きにくいところだと思っておりますので、その点はどうか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

その災害のあり方によっても変わってくるかと思えます。貴重な御意見ありがとうございました。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

あま市民病院バスですが、今年度まで協定によって年間2500万円負担金を払っております。来年度予算を見ても同額払っております。以前この負担金のことをお聞きしたところ、そのお金で大治町にもあま市民病院バスを通していただいているという答弁をいただいたこともございます。ですから、もっと大治町民の方が利用しやすいように、一番利用が多いのは中村日赤へ行く便なんですよ。やっぱりスポーツセンターのところに歩いてきたり自転車に来てそこから乗っていかれる。帰りはないのでバスとかで行くんですが、バスだと保健センターから遠い。また、地下鉄だと上り下りが大変だという声も聞いております。やっぱり直接一本のバスであま市民病院バスで行けるとするのは非常に便利だという話は聞いております。ですから、行きだけでなく帰り、最短ルート等々とありますが、大治町民にとって帰りは大治町を通らないわけですよ。そこを通っていただくよう要請することは可能だと思うんです。ちゃんと2500万円来年度予算に

も計上されております。思いますがその点はどうでしょう。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（横井良隆君）

保健センター所長、どうぞ。

○保健センター所長（吉本清美君）

先ほども述べさせていただきましたが、この午後のコースというのは双方の診療後の患者の乗車を考慮したコースとなっております。これは名古屋第一赤十字病院とあま市民病院において病診連携ということがされておりまして、患者を紹介、逆紹介のシステム化ですとかそれから病院の施設をお互いに利用するとかそういった観点で運行されているものというふうに認識しております。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

今るる言われましたが、大治町民の要望、乗っている方に聞くとやっぱり帰りもぜひやってほしいとこれ強い要望なんです。何とかやっていただきたいと思いますが、あとバス停についてですが、利用者の利便性というのはそのとおりなんです。ですが、やっぱり新大正橋西の交差点の真ん中で手を挙げるとかちょっと耳が不自由な方で通り過ぎしちゃったとかそういう事例も聞くんですよね。僕はそういう点も考慮していただきたいと思うんです。やっぱり病院に行かれる方、体の不自由な方もみえますのでそこから辺検討するようにあま市にお話をしていただきたいんですが、それは無理なんですか。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（横井良隆君）

保健センター所長、どうぞ。

○保健センター所長（吉本清美君）

先ほど申し上げたとおりです。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）



最後に、町長の給料、議員報酬の件ですが、先週の議案説明会の中でも10%削減されたからもとに戻すというふうに議案提案をされました。町長としてその議案提案で同じでしょうか。議案説明として議案説明だな。

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

ですから、10%削減されたのをもとに戻すという説明を議案説明会でされましたし、町長もそういう提案なのかを確認したかったのですが、それでただ、諮問、委員会の中では当審議會は一般職の給与改定状況、他団体の均衡を勘案し公平公正な立場で審議を行ったと。だから10%削減したからもとに戻すという議論をしていないんです。報酬等審議會では、また、町長の諮問自体も額の諮問はしていますが10%削減されたからもとに戻す提案だということもやっていませんし、今回3月議会の提案説明の中でも10%削減されたのをもとに戻すという言い方をしていないんです。だから、私は諮問の仕方自体、町長おかしかったと。10%削減した結果、もとに戻すという考えならそれでどうなのかと報酬審議會に直接聞くべきだったと思うんです。額だけ言ってどうなのかといえば当然一般職の給与改定状況、他団体の均衡だとなるわけだから、そんな10%削減したのをもとに戻す。その点にちょっと最後……

○議長（横井良隆君）

これで一般質問を終わります。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

答弁のみ。はい、町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

報酬のことを今つらつら言われましたが、そもそも平成17年9月議会、そして平成18年3月議会において、それこそ報酬審議會を経ずに議会の方が議員提案で議員報酬と特別職給料を10%カットしたとそういう経緯があります。それは先ほど総務課長が説明したとおり議員もそれは御存じだと思います。1点言えば報酬審議會を経っていない状態が今続いている。現在がもう報酬審議會を経っていない状態ということでありまして、これはあんまり正当な姿ではないと私は思っております。その状態がずっと14年間続いてきたわけでありまして、報酬審議會を経っていないという現在の状況をどういうふうに考えておみえでしょう。議会もみずから報酬について見直そうということで長年特別委員会を設置して、これ議会が慎重に審議をされておった。その結果、一昨年の12月議会での一つの結論を出そうとされたときに吉原議員は報酬審議會を経っていないからということ

で息巻いて反対をされておる。まさに報酬審議会を経ていないから正常な状態じゃない。私と吉原議員、珍しく意見が一致しましたね。報酬審議会を経ていない状態というのはよろしくないというのは議員も認めてみえる。なかなか意見が一致することがありませんが、今回だけは珍しく意見が一致をしております。これが本当に正常な姿かということでもあります。今回は一旦正常な姿に戻すということで報酬審議会に諮問しました。カットした分をもとに戻すのが妥当であるという答申を受けたものであります。今までどちらかという正常な状態ではなかったということがこれで正常な状態に戻せるんじゃないかとそんなふうに思っております。吉原議員は何か勝手に解釈されて勘違いされてみえるかもしれませんが、我々はただ金額を上げるとか下げるとかそんな議論をしておるわけではございませんので、いろんな経緯があつて、今までがどちらかという正常な状態ではなかったと。これが14年も続いてきたということでありましたので一旦リセットさせていただいて、本来の姿に戻すのが妥当であろうと思っております。それで報酬審議会もそれが妥当だろうという結論を出されただけであります。そしてまた我々の特別職については、現在6%の地域手当というのがついておりますので昨今の情勢を見ても、特別職には6%の地域手当はつけないという風潮でありますのでそれを我々はカットしようということ当初予算の方で提案させてもらっていますのであわせて御提案をさせてもらっておるということでもあります。吉原議員はなんか町長はみずから給料を上げると言っていた。わけがわかりませんと相当……

○議長（横井良隆君）

町長、端的にお願いします。

○町長（村上昌生君）

あちこちでみずから給料を上げようとしてわけがわかりませんと相当あちらこちらで言っておみえになりました。町長は報酬を上げないと言ったじゃないかというふうなことも言っておみえになりましたが、私一度もそういうことを発したことはありません。どこでそういうことを私が言いましたか。聞いても答えがありませんが、一度も言ったことございません。さんざん他人を非難しておるようなことを言っておみえになるようですが、私は一度も触れておりませんのでどこでそういうことを発したかちょっと教えていただきたいと思っております。そもそも自分の給料に私触れたことはありませんし、議会の報酬についても議会と議論したことはありません。今回初めて報酬について提案させてもらったということでもあります。ですから、そもそも自分で一人で騒いで一人で息荒立ててひとり芝居じゃないですか。ひとり芝居なら自分で幕引きされればいいんじゃないですか。報酬を上げるのは反対だと。報酬をもらわないとさんざん言っておみえになったんですからもらわなきゃいいじゃないですか。ただそれだけの話で。その片方で決まったら決まったことに従うと二枚舌のようなことを言っておみえになりますので、もらうなら素直にもらってもらえば。私たちの方はこれは答申を得た結果を提案してお

るだけでありますので、御自身の判断でもらえればいいんじゃないですか。もらうもらわないとさんざん言っておみえになったんです。ここで議場ではっきり言ってもらったほうがすっきりしますよ。どうされるのか。自分で判断されるべき問題でありますので我々に何を求めるということですか。御自身で判断されてください。この議場の中で。ということであろうと思います。いつも自分に都合のいいように解釈変えられる。まさに自己都合主義というのか牽強附会というのだと思いますけれどもね。議会も相当慎重に審議をされてきて一定の結論を出そうとしたのに反対された。その経緯は報酬審議会が通っていないじゃないかと言われておみえになったから言っていることとやっていること矛盾しませんか。

○議長（横井良隆君）

町長、反問権ありませんので。

○町長（村上昌生君）

御自身で決められればいいと思いますよ。報酬の件については。

○議長（横井良隆君）

これで9番吉原経夫議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時24分 休憩

午後1時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番鈴木康友議員の一般質問を許します。

○1番（鈴木康友君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

1番鈴木康友議員、どうぞ。

○1番（鈴木康友君）

1番鈴木康友です。議長のお許しをいただきましたので通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

まず初めに、大治町特別職報酬等の変更についてでございますが、先ほど答弁の中で経緯またその意図につきましては答弁をいただきましたので割愛をさせていただきます。

また、その中でも議会も議会制度改革等特別委員会で議論を進めてまいりました。報

酬審議会を経た改正は平成8年以来となります。条例が可決された場合は今後も継続的な評価、検討が必要になると考えます。近隣自治体の中では隔年で審議会の方を開催している場所もございます。町として今後定期的に審議会を開催する考えはございますでしょうか。これが1問目でございます。

2問目が、新型コロナウイルス等感染症への対策はどうなっているかということでございますが、通告書提出時より状況がかなり変わっております。ですが、その中で改めて確認ができることをさせていただきたいと思っております。新型コロナウイルスに関連した感染症が中国、アジアを中心に世界中へと急速に拡大しております。終息の気配がまだ見えない中、町としても独自の対策が必要だと考えております。1つとして町として現状の対策、今後の方針はどうなっているか。2つ目として町として感染者が確認された場合、これは想定になってしまっても申しわけないんですが確認された場合の情報の出し方など町の対策、また町イベントの運営や学校の運営をどのように考えているか。

3番目、各地でマスク等の不足が深刻化しております。マスク、消毒薬、除菌用アルコール、医療用ゴム手袋等の備蓄の状況はどうでしょうか。以上について質問をさせていただきます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

まず第1点目の質問につきましては、他の議員からも同様の質問がありまして先ほどお答えさせていただいたとおりでありますので、担当の方からまた再度答弁をさせます。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

今後審議会を定期的に開催する考えはないかという御質問でございます。それにつきましては大治町特別職報酬等審議会条例の規定によりますと、議員報酬及び特別職の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときに審議会の意見を聞くものでございます。そのため定期的に開催するものではございませんのでよろしく願いいたします。以上でございます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

2つ目の質問であります。町の感染対策につきましては先日の全員協議会で報告したとおりであります。全員協議会で報告させていただいておりますが、1点目の現在進めている対策といたしましては、町内公共施設の出入り口などに消毒薬を設置するとともに、また施設の定期的な換気、職員の手洗い励行等感染予防に努めているところであります。

2点目の町のイベントにつきましては、もう既に自粛をしております。学校の運営についてももう小中学校は3月2日から24日まで臨時休業を行い、感染症対策に取り組んでいるところであります。

3点目の衛生用品の備蓄状況については、災害時の備蓄品を含めて2月25日現在でマスク1万8972枚、アルコール消毒薬は500ミリリットル換算で136本、ウエットティッシュタイプのは20枚入り換算で1,593個、医療用ゴム手袋は100枚入りで13箱用意をしております。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

1番鈴木康友議員、どうぞ。

○1番（鈴木康友君）

1つ目の設問につきまして、あま市、津島等の周辺自治体の報酬等特別審議会につきまして条例を読ませていただいたところ、大治町とほぼ同様の条例の中で見解といたしますか読み方というものの運用の違いで定期的開催をしているのかと思われませんが、こちらについては議題外になるかと思しますので今後そのように開催できるような働きでいきたいなと努めてまいりたいなと思っております。

2つ目の設問で新型コロナウイルス等についてということでSNSや人づたいで情報が交錯してしまう最中、周辺の自治体のホームページ等にもありますがまずはSNSやその他情報については信憑性が正しくないの公的なホームページを確認してくださいということで表記がございます。大治町におきましても情報の取り扱い、また情報の真意を判断するというすべが大変難しいかと思っておりますが、報道機関やお店、企業が大治町内で発表された場合、どのような情報の対応、また発表の仕方をされるのか確認できればと思います。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（横井良隆君）

保健センター所長。

○保健センター所長（吉本清美君）

町で何らかの情報を得た場合にという御質問かと思えます。現在のところそういったことは承知しておりませんが、保健所と相談して対処してまいりたいと思えます。以上です。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

鈴木康友議員。

○1番（鈴木康友君）

その際には大治町のメールサービスやホームページで展開をするという考えは今のところございますでしょうか。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（横井良隆君）

保健センター所長。

○保健センター所長（吉本清美君）

先ほど述べさせていただいたとおりになりますが、保健所と相談して適切に対応してまいります。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

鈴木康友議員。

○1番（鈴木康友君）

想定の話で難しい部分があったかと思えますが、それではホームページで情報の整理または公開の仕方をもう少し見やすくなるのだろうかということで、細かい話なんですけど2点ちょっとお尋ねをしたいと思っております。

まず1つ目は大治町のホームページの一番頭のところにコロナウイルスについてということで入っていくんですが、コロナウイルスの欄をクリックして中に入るとトピックスがたくさん出てくるんですね。どれも重要な情報かとは思いますが、その一覧の中で最終的に津島の保健所でしたりとか県の愛知県保健医療課、厚生労働省等への連絡先がその次の項目のところの対策という中へ潜っていかないとなかなか見当たらないので、そういった場合に電話をする連絡先というのはその他関係周辺自治体の方は一番頭の方に出ております。やはり連絡先だったりとかどういった経緯で何度以上になったときにという細かい情報を載せるか否かというのは検討していただく必要があるかもしれないんですが、連絡先がもう少し明記しやすいものにならないのかというのが1点。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（横井良隆君）

保健センター所長。

○保健センター所長（吉本清美君）

3月7日現在でトピックスの中を新型コロナウイルス感染症についてというものと、それから町内小中学校について、それから公共施設イベント行事等の情報について、それから事業者向け情報についてということで整理させていただきましたのでよろしくお願いいたします。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

鈴木康友議員。

○1番（鈴木康友君）

そうですね。連絡先等につまましてそれへの情報の重要さの順番ということもあるかと思しますので、そのあたりはもう一度御精査いただければなと思います。

その中でもう1つ上げさせていただきたいのは、外国語ですね。特に今回は中国経由ということもございまして中国語でしたりとか英語、その他の関係自治体の方では英語、中国語等の外部サイトへのリンクとなってはおりましたが用意はございました。大治町の方ではやはり中国から経由している話にはなりますので、やはりそういった情報が展開できるようにはならないのかと思うんですがいかがでしょうか。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（横井良隆君）

保健センター所長。

○保健センター所長（吉本清美君）

先ほどのトピックスの中に新型コロナウイルス感染症についてという項目の中で新型コロナウイルスに関連した感染症情報について、国のものにリンクさせていただいておりますのでそちらを御利用いただきたいと思います。以上です。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

鈴木康友議員。

○1番（鈴木康友君）

それではもう1つ、そのトピックスの中の感染症対策についてということでその中に

各種連絡先でしたりとか手洗い、予防についてなど多々厚生労働省がお出しになられている今回の件についての対策またその指導というものがリンクで張ってあるんですが、その中を抜粋してわかりやすい形で、例えば今お伝えさせていただいたのは中国の方がそこにたどり着くのにそもそも日本語が読めている前提になってしまっているので、中国語とかそういうふうにはわかりやすい形で誘導ができる、そこにたどり着けなければ情報が得られないのもう少し誘導の方法を柔和にはできないのでしょうか。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時41分 休憩

午後1時42分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

御指摘のある外国語表示が多国語になると思いますが、全部のホームページは今さわるできないので、御指摘のあったところだけでも何とか翻訳してわかるような表記を考えていきたいと思います。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

鈴木康友議員。

○1番（鈴木康友君）

御答弁いただきありがとうございました。リンク先の張りつけの表示が中国語になっているだけでもわかるのかなと思いますので、そういった誘導の方法だけでも大分情報量が変わってくるのではないかなと形で考えておりますので一度そちらの方は御検討いただければと思います。

またその次、設問の3つ目、備蓄状況ということで先ほど町長の方から御答弁をいただきましてマスクでしたりとか消毒用アルコールというのが備蓄の方がかなりの数、数量を用意してあるということだったんですが、こちらについては大治町の地域防災計画等の中にある備蓄とまた別の問題でどこかに備蓄されているものということによろしか



ったでしょうか。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（横井良隆君）

保健センター所長、どうぞ。

○保健センター所長（吉本清美君）

町で保管しております備蓄の物品に関しましては、災害時の備蓄品を含めたものとなっております。以上です。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

鈴木康友議員。

○1番（鈴木康友君）

これは議題外なのかどうかわからないんですが、先ほどのマスク、消毒用アルコール、また医療用ゴム手袋等につきましては備蓄があるということなんですが、こちらを地域防災計画の中に表示とか明示という考えはございませんでしょうか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

地域防災計画の中のページ数はちょっと置いておいて、資料の中には実は日用品セットということで表記がしてございまして、ただ細かい個数については表記ございません。よろしくお願ひしたいと思います。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

鈴木康友議員。

○1番（鈴木康友君）

確認させていただきました。そうですね、日用品のセットということで各施設等に1セットと形で表記がありましたのでその中に含まれているということでしたので、一つちょっと細かい話になるんですが、この中で次亜塩素酸、商品名でいうとハイター等、ブリーチになってしまうんですが、次亜塩素酸の商品というものは保管ございますでしょうか。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時47分 休憩

午後1時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

御指摘の次亜塩素酸については、ちょっと中の拭く用の消毒液かと思われるんですが、そういう名称がちょっと記憶にございませんので調べないとわかりません。申しわけございません。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

鈴木康友議員。

○1番（鈴木康友君）

ちょっと暫時休憩お願いします。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時50分 休憩

午後1時51分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

鈴木康友議員、どうぞ。

○1番（鈴木康友君）

そちらの方の備品については、済みません、こちらの方も内容を細かく「等」という

形で書いてしまったのでそのあたり細かく確認していない部分がありましたのでちょっと今後自分の方で確認をさせていただきたいなと思います。

2番目の設問でございまして、感染者が確認されたとかこの辺想定になってしまうので難しいですが、今後町のイベントまた学校、学校については発表、国の発表等も見越してだと思っておりますが、町のイベントについての開催の有無。例えば今各地総会が開かれておりまして、各ところの引き継ぎ等が行われている最中でそれを自粛されている部分もありますので、そういった判断が難しいなというイベントについての自粛の要請だったりとかそういうものも国の指針だったりとかを見て発表という形になるのでしょうか。済みません、想定になるんですけどもちょっとお答えいただければと思います。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

今既に通達はしておるところですが、まず不要不急なものについては自粛を要請しました。それから貸館についても多人数で行うものについては自粛を要請してございます。ただ、どうしても開かなければならない役員会等あるかと思っております。そういうときは必ず氏名、住所等で跡を追えるようにという形をお願いをしてございます。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

鈴木康友議員。

○1番（鈴木康友君）

それでは1つ確認をさせていただきたいんですが、今もちろんいろいろな各関係部署で対応をいただいている最中かと思うんですが、大治町がこの感染というものに対して情報が収集できるルート、正式なルートというものは確認なんですけど今のところどのような形になっておりますでしょうか。病院等、指定病院がないものでございますから病院、発見された時点での住所を確認した時点で病院から連絡が来る形なのか、保健所から来る形なのか、どのような形なのか確認できればと思います。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

議員おっしゃっている想定の話しかございません。どういう情報がどういうふうの上

がってくるのかさえまだわかっておらない状況です。各新聞発表については各施設管理者もしくは企業が発表されてございますが、そういったものがあればということでございますが、それ以外のことについて今答弁は差し控えたいと思います。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

鈴木康友議員。

○1番（鈴木康友君）

各設問を確認させていただきましたので、以上で私の質問を終了させていただきたい  
と思います。

○議長（横井良隆君）

これで1番鈴木康友議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時52分 休憩

午後1時56分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番若山照洋議員の一般質問を許します。

○5番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

5番若山照洋議員、どうぞ。

○5番（若山照洋君）

5番若山照洋です。議場のお許しをいただきましたので高齢運転者による交通事故の抑止対策について質問させていただきます。

昨年、愛知県は17年ぶりに交通事故死者数全国ワースト1位を返上しました。これは個人の交通安全意識だけでなく、日ごろから愛知県警や交通安全に関する機関が連携し安全対策に取り組んできた結果だと感じております。しかし、高齢運転者による交通事故。特にアクセルとブレーキのペダルの踏み間違いによる交通事故は報道でもよく取り上げられています。国では65歳以上の高齢運転者が車載のレーダーやカメラにより前方の車両や歩行者を感知し、衝突の可能性のある場合に運転者に対し警報し、さらに衝突

の可能性が高い場合には自動でブレーキが作動する、いわゆる衝突被害軽減ブレーキや停止時や低速走行時に車載のレーダーが前方や後方の壁や車両などの障害物を感知している状態でアクセルを踏み込んだ場合などにエンジン出力を抑えるなど急加速を防止する、いわゆるペダル踏み間違い急発進等抑制装置搭載の安全運転サポート車を購入する場合と、65歳以上の高齢運転者が後づけでペダル踏み間違い急発進抑制装置を設置する場合に補助するサポカー補助金を令和元年度補正予算案に盛り込み、2020年1月30日に成立しました。65歳以上の高齢運転者が安全運転サポート車の購入で最大10万円、後づけペダル踏み間違い急発進抑制装置の装置で最大4万円の補助を受けられます。これにより安全運転サポート機能の普及につながり、高齢運転者による交通事故の抑止になると思われま

そこで町長にお伺いします。町としてサポカー補助事業の導入の考えがあるかお聞かせください。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

サポカー補助事業の導入の考えはという御質問をいただいております。

国のサポカー補助事業は、安全運転サポート車の車両購入補助と後づけのペダル踏み間違い急発進抑制装置導入補助の2種類ございます。これとは別に愛知県では国の補助制度を踏まえて65歳以上の高齢運転者の後づけペダル踏み間違い急発進等抑制装置の購入設置に要する費用について、市町村と協調して補助を行うとしております。令和2年度限りの補助金を新設すると発表いたしました。これを受けまして今後本町としましても近隣市町村の動向を見つつ、愛知県の補助を活用した後づけペダルの踏み間違い急発進等抑制装置設備補助金の新設に向けて、今検討しておりますのでよろしくお願

○5番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

若山照洋議員。

○5番（若山照洋君）

大治町として後づけペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入・設置にかかるに費用に補助の新設との考えですが、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違いの安全運転サポート車購入の補助についてはどうでしょうか。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（横井良隆君）

都市整備課長、どうぞ。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議員のサポートカーの購入のときの補助はという御質問でございますが、愛知県から後づけのペダル踏み間違い急発進等抑制装置の市場価格は、障害物検知機能つきで約8万円、障害物検知機能なしで約4万円と聞いております。補助を新設することでより多くの高齢者の方に装置の設置を検討していただければと思いますので、サポート車購入の補助ではなく愛知県の補助を活用した後づけのペダル踏み間違い急発進等抑制装置設置の補助をしていきたいと考えております。以上です。

○5番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

若山照洋議員。

○5番（若山照洋君）

県内では刈谷市や豊田市などが既に補助制度を運用しております。また、弥富市や飛島村では令和2年度の当初予算に盛り込まれております。そこで海部管内の他の市町村の動向などはどうなんでしょう。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（横井良隆君）

都市整備課長、どうぞ。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

海部管内の市町村におきましては、4月以降の開始に向けて今現在検討されていると聞いております。以上です。

○5番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

若山照洋議員。

○5番（若山照洋君）

それは全ての海部地域で4月からということですか。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（横井良隆君）

都市整備課長。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

弥富市と飛島村以外の市町村になります。以上です。

○5番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

若山照洋議員。

○5番（若山照洋君）

先ほどの町長の答弁の中で、県は国の補助制度を踏まえ65歳以上の高齢運転者の後づけペダル踏み間違い装置購入設置に要する費用については市町村と協調して助成を行うという説明でしたが、詳細などわかる範囲で教えていただけますか。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（横井良隆君）

都市整備課長、どうぞ。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

現在、愛知県の方からお聞きしている内容をお伝えしたいと思います。繰り返しになりますが、愛知県から後づけのペダル踏み間違い急発進等抑制装置の市場価格は障害物検知機能つきで約8万円、障害物検知機能なしで約4万円とお聞きしております。そこで個人支払額の5分の4に相当する額、その上限は障害物検知機能つきで3万2000円、障害物検知機能なしで1万6000円の2分の1以内の補助をするということになっているとお聞きしております。本町におきましては先ほど町長が答弁したとおり、今後近隣市町村の動向を踏まえて補助金の新設に向けて検討を進めていきたいと考えております。以上です。

○5番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

若山照洋議員。

○5番（若山照洋君）

この後づけペダル踏み間違い急発進抑制装置というのはどのような装置でもいいんでしょうか。何か決められたものというのがあるのでしょうか。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（横井良隆君）

都市整備課長。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

どんなものでも対象かということですが、経済産業省の安全運転サポート車普及促進事業費補助金の交付規定に基づき決定された国交省の性能認定を受けた後づけの急発進等抑制装置で、後づけ装置取り扱い事業者が店舗等において設置するものを対象に考えております。現在、国交省では障害物検知機能つきで2装置、検知機能なしで7装置の計9装置を認定しておりますのでこの9装置が対象と考えております。以上です。

○5番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

若山照洋議員。

○5番（若山照洋君）

国の補助では自家用自動車について1人1台限りとありますが、愛知県や大治町の補助では1人で複数台所有や使用している場合、複数台の補助が受けられたり、自家用自動車は対象になっているが事業用自動車は対象になるのでしょうか。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（横井良隆君）

都市整備課長、どうぞ。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

国と同様に1人1台限りと考えております。また、対象の補助の車両でございますが、自家用自動車のみを考えております。以上です。

○5番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

若山照洋議員。

○5番（若山照洋君）

ありがとうございます。私の個人のことなんですが、私の両親も75歳過ぎの高齢ドライバーです。一度免許の返納をしたかどうかという話もしましたが、買い物や通院などにまだ必要だということで今現在も車を運転しております。この補助金を新設することで後づけペダル踏み間違い急発進抑制装置を設置しやすくなり、これが高齢者の交通事故の抑止にもつながると思います。しかし、この装置を設置したからとして安全という過信はせずに安全運転を心がけることが一番大切だと思います。できるだけ早く検討していただくことを強く要望し、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（横井良隆君）



これで5番若山照洋議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時11分 散会